



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中国法における裁判所による違約金増減の運用と理念 : 日本の債権法改正に寄せて [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	呉, 逸寧
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第12385号
Issue Date	2016-09-26
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/63470
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Wu_Yining_abstract.pdf, 論文内容の要旨



学 位 論 文 題 名

中国法における裁判所による違約金増減の運用と理念 ——日本の債権法改正に寄せて——

学 位 論 文 内 容 の 要 旨

日本民法 420 条では、違約金は、原則的に予定賠償額の予定のためのものとして扱われる一方で、予定賠償額について裁判所による増減を認めない旨を定めている。予定賠償額の増減を認めない理由として、損害の証明や訴訟の回避を目的とする予定賠償額の実益を損なわないようにするためであるという実益的な理由と、当事者の意思を尊重すべきだということ意思自治の思想的・原理的理由がある。特に意思自治は、契約の拘束力の根拠を当事者の意思（約束）に求める理念として、近代民法における契約理論を支える中心的な思想である。とはいえ、中国法の場合、日本法とは違って、中国法において契約当事者間で約定した違約金を一定の要件のもとで、裁判所が事後的に増額したり、減額したりすることを認める規定が定められている。他方、比較法的な視野で眺めると、ドイツ法、台湾法のように、裁判所によって違約金の減額だけを認める立法例がある。日本法においても立法の立場とは異なり、学説・判例によると、裁判所は一定の場合には公序良俗の一般条項（民法 90 条）の適用を通じて過大な予定賠償額を一部無効とすることで、実質的には予定賠償額の減額を認めている。現在、進行中の債権法改正の中で、裁判所が過大な予定賠償額の減額を事後的に認める規定を置くべきかどうか論点のひとつとなっている。

以上の現状を踏まえると、いくつか疑問がわいてくる。中国ではなぜ違約金の増減を認めるのか、どのような条件で増額ないし減額を認めるのか、さらにそれはいかなる考慮にもとづいてなされるのか、増額と減額では異同があるのか、意思自治との関係をどう説明しているのか。また、比較法的には、現行中国法の前史をなす中華民国法（現在の台湾法）と日本法との対比の視点から見て、中国契約法を如何にして位置づけるべきか、中国法は、台湾法・日本法と現実にはいかなる相違があるのかにも気になるところである。中国法における議論、運用実態をフォローすることは、中国契約法の本質を解明することができるだけでなく、近時行われている日本の債権法改正作業による立法論的な課題との接続についても、有意義である。

以上の課題を解明するために、本論文では、以下の作業を行った。

第1章では、中国法においてなぜ違約金増減を認めるのかという法制の趣旨を明らかにした。そのうえで、法規定、司法解釈および学説に基づいて、違約金増減の対象・要件を解明し、立法史という角度から違約金増減が如何にして形成されてきたのかを明らかにした。第2章と第3章では、違約金増減の運用実態の解明に取り組んだ。具体的には、第2章では、特定時期の裁判例を数量分析の手法で分析し、これによって違約金増減に関する運用実態の傾向を明らかにした。第3章では、具体的な裁判例の裁判内容および理由付けを分析し、これによって違約金増減に関する運用実態の論理を明らかにした。第4章では、違約金増減をめぐる学界の評価を紹介した。そのうえで、近時に行われている中国民法典の草案をめぐる立法論を取り上げ、違約金増減の改正に関する最新動向を把握した。第5章では、比較法的には、台湾法・日本法の内容を検討した。具体的には、台湾法において違約金の減額を認める法制を、その趣旨、対象、要件から明らかにし、そのうえで中国法における違約金増減を台湾法と比較すると、こういった特徴を有するのかを析出した。また日本法において予定賠償額の増減問題を、現行民法の条文、学説・裁判実務、債権法改正をめぐる立法論から取り上げ、そのうえで中国法における違約金増減を日本法と比較とすると、こういった特徴を有するのかを析出した。

以上の作業によって、以下のことが判明した。

中国法における違約金増減の趣旨は、当事者間の給付の均衡の回復という抽象的な理念、等価原則という核心的な価値を志向するものである。そして、法規定、通説では、法院が違約金の増減の可否を判断する場合に、違約金の実損害との均衡が図られたかどうかという結果を根拠とすること（実損害差額主義）が求められる。それに対して、違約金の約定において意思表示の真実性、当事者の交渉力の格差、詐欺、強迫などの事由の有無といった意思決定プロセスの瑕疵を根拠とすべきという説もあるが、少数説にとどまることがわかった（第1章）。裁判実務の検証によって、増額の場合に、85%（増額肯定例、否定例あわせて46件のうち39件）の裁判例は、法院が実損害差額主義を根拠としたものである。減額の場合、92%（減額肯定例、否定例あわせて149件のうち137件）の裁判例は、法院が実損害差額主義を根拠としたものである。すなわち、裁判実務は、基本的に法規定、通説の立場による実損害差額主義を徹底した傾向がわかった（第2章）。具体の裁判例の分析によって、法院が実損害差額主義の論理を徹底したものがほとんどである。他方、当事者の意思決定プロセスの瑕疵を根拠とした裁判例が見られたが、ごく例外の裁判例であることがわかった（第3章）。学界の評価では、主流の見解が違約金増減の趣旨を擁護するものであった。それに対して、違約金が有する実益を損なうことや、意思自治の理念と乖離することを理由に違約金増減を批判的に評価するという見解も見られたが、少数の見解にとどまることが

わかった。他方、中国の民法典草案（改革案）も、現行法の法規定、通説の立場を承継したものであったことがわかった（第4章）。台湾法・日本法の検討によって、台湾法・日本法は、中国法とは異なる本質を有することがわかった。具体的には、以下の2点が判明した。第1に、台湾法・日本法において過小な違約金、予定賠償額の増額が認められない。その理由として過小な違約金、予定賠償額が働く減免責機能と、減額の場合に比べると、増額の場合がより深刻に意思自治の理念への干渉となってしまうことである。すなわち、台湾法・日本法において意思自治の理念が最大限に尊重される意味を有する。それに対して、中国法において違約金の増額が認められることによって、意思自治の理念がまったく配慮されていないという本質を有することがわかった。第2に、台湾法・日本法において、過大な違約金、予定賠償額の減額が一定の条件で認められている。とはいえ、法院・裁判所による減額の論理に照らすと、中国法との違いが呈される。すなわち、台湾法・日本法の趣旨、通説と裁判実務に照らすと、違約金の約定において意思表示の真実性、当事者の交渉力の格差、詐欺、強迫などの事由の有無という意思決定プロセスに判断の力点が置かれている。換言すれば、台湾法・日本法において意思自治の理念が依然として尊重されているという意味を有する。それに対して、中国法の趣旨、通説と裁判実務に照らすと、法院の判断が基本的に当事者間の給付の均衡が図られているかどうかという結果を根拠とした。そのため、中国法において違約金の約定プロセスにおける当事者の意思を尊重する価値観（意思自治の理念）がほとんど享有されていないという本質を有することがわかった（第5章）。

第1章から第5章までの検討を踏まえると、本論文の結論を以下のようにまとめることができる。台湾法・日本法において法院・裁判所による介入の論理が、当事者が自発的な交換が行われたかどうか、当事者が自律的な自己決定ができたかどうかという手続的正義の原理に基づくものであるため、意思自治の理念と親和的、補完的關係に位置づけられる。この意味では、台湾法・日本法は、意思自治尊重主義の社会哲学に据えたと評価することができる。それに対して、中国法において法院による介入の論理が、取引の結果の等価性ないし給付の均衡性が図られたかどうかという実質的正義、分配的正義の原理に基づくものであるため、意思自治の理念と対立的關係に位置づけられる。この意味では、中国法は、個人の自律を犠牲にする共同平等主義の社会哲学に据えたと評価することができる。最後は、本論文は中国法が共同平等主義を目指している要因について、個人自由を尊重する文化の欠如、倫理正義を重視する契約観、父母官型の法院の権能、庶民の納得しうる情理観という四つの内容から分析することを試みた。換言すれば、現代の中国契約法が伝統中国法の契約観から引き継がれるものであり、伝統と抵触なく結合する特質を有するという結論にたどりついた。